

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第21条の5の12第1項	高額障害児通所給付費の支給	障がい福祉課

- 1 審査基準は、児童福祉法第21条の5の12、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第25条の5及び第25条の6の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。